

佐渡市地球温暖化対策実行計画

(「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画)

平成 19 年 3 月
佐 渡 市

一 目 次 一

I	計画の趣旨と位置づけ	1
II	基本的事項	1
1	対象範囲	1
2	実施期間	1
3	対象とする温室効果ガス	1
4	温室効果ガスの算定方法及び基準年度	1
5	温室効果ガス排出状況	2
III	全体目標	2
1	温室効果ガスの排出削減	2
2	温室効果ガス排出量の把握	2
IV	具体的な目標と取組	3
1	省エネルギーなどの推進	3
2	公用車における環境負荷の低減	4
3	廃棄物の発生抑制・リサイクル	6
4	環境への負荷の低減に配慮した物品などの調達	8
5	庁舎・施設の管理及び公共工事の実施における環境負荷の低減	8
6	地球温暖化問題に関する職員の意識向上	10
V	進行管理	10
1	計画の推進体制	10
2	取組状況の公表	10

I 計画の趣旨と位置づけ

地球環境問題の中でも地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。

また、地球温暖化の主たる原因は、地球上の人間活動に起因する温室効果ガスの排出に伴う大気中の温室効果ガス濃度の上昇であることから、社会経済のあらゆるシステムを構造的に温室効果ガスの排出の少ないものとするよう、人々の意識・価値観の転換を伴った排出削減努力を積み重ねていく必要があります。

このため、市は、「佐渡市地球温暖化対策率先行動計画」を平成 17 年 3 月に策定し、市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の把握と削減に向けた取組を推進するとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)」に基づく、「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画(以下「実行計画」という。)」を策定し、さらなる取組の推進を図ることとしました。

市では今後、実行計画に基づく措置の実施状況(温室効果ガスの総排出量を含む。)の公表などを通じ、市民や事業者等、すべての主体による自主的・積極的な取組を促進します。

II 基本的事項

1 対象範囲

本計画の対象範囲は、市のすべての事務・事業並びに所属機関及び職員とします。

ただし、市が主に出資している法人(財団法人、社会福祉協議会など)や指定管理者制度により管理委託した施設などにおける事務・事業は対象としません。

2 実施期間

本計画の実施期間は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 対象とする温室効果ガス

本計画では、排出量などを考慮して、以下の 4 種類の温室効果ガスを対象とします。

①二酸化炭素 ②メタン ③一酸化二窒素 ④ハイドロフルオロカーボン類

4 温室効果ガスの算定方法及び基準年度

(1) 算定方法

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成 11 年政令第 143 号)」及び「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン(平成 15 年 6 月、環境省地球環境局策定)」に基づきます。

(2) 基準年度

平成 17 年度とします。

5 温室効果ガス排出状況

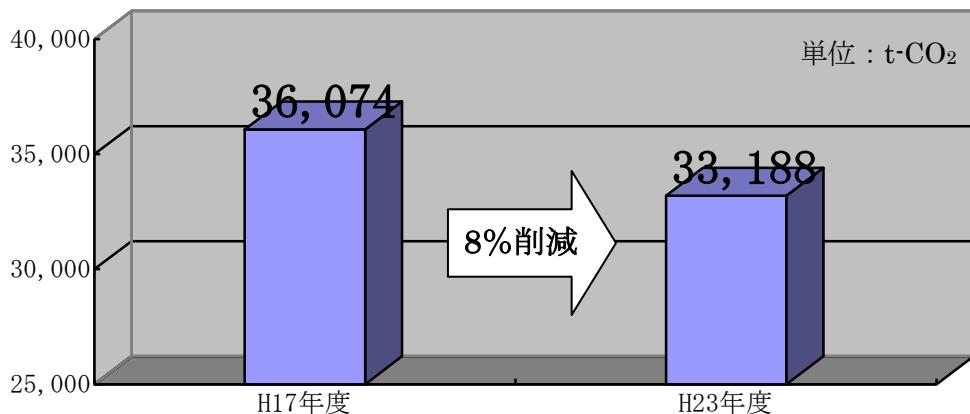
平成17年度における市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は36,074t-CO₂であり、このうち二酸化炭素が35,037t-CO₂と全体の97%を占めています。

項目	排出量(t-CO ₂)	割合(%)
二酸化炭素	35,037	97
エネルギー起源(燃料・エネルギーの使用)	(26,458)	73
非エネルギー起源(廃棄物の焼却)	(8,579)	24
メタン	143	-
一酸化二窒素	887	3
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	7	-
温室効果ガス総排出量	36,074	

III 全体目標

1 温室効果ガスの排出削減

市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の8%削減を目指します。



2 温室効果ガス排出量の把握

市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量を把握するため、年間を通じて以下の調査活動に取り組みます。

- ① 車両台数、車両走行距離及び燃料消費量
- ② ガソリン、重油、灯油、電気、水道、ガスなどの資源・エネルギー使用量
- ③ 空調機や冷蔵庫などからのフロンガスの漏洩量
- ④ ごみやし尿など、廃棄物の排出量や資源回収量
- ⑤ 各部署の取組状況 など

IV 具体的な目標と取組

1 省エネルギーなどの推進

(1) 電気使用量の削減

目標

電気使用量の 5%削減を目指します。

平成 17 年度 : 29,774,748kWh ⇒ 平成 23 年度 : 28,286,010kWh

(2) 燃料使用量の削減

目標

燃料使用量の 3%削減を目指します。

<ガソリン>平成 17 年度 : 1,963ℓ ⇒ 平成 23 年度 : 1,904ℓ

<灯油>平成 17 年度 : 2,509,569ℓ ⇒ 平成 23 年度 : 2,434,280ℓ

<軽油>平成 17 年度 : 5,259ℓ ⇒ 平成 23 年度 : 5,100ℓ

<A 重油>平成 17 年度 : 1,389,360ℓ ⇒ 平成 23 年度 : 1,347,678ℓ

<LP ガス>平成 17 年度 : 65,372 m³ ⇒ 平成 23 年度 : 63,410 m³

<液化天然ガス>平成 17 年度 : 23 m³ ⇒ 平成 23 年度 : 22 m³

<都市ガス>平成 17 年度 : 11,850 m³ ⇒ 平成 23 年度 : 11,494 m³

具体的な取組

- 冷房 28℃、暖房 20℃による室内温度管理を徹底します。
 - ・ 夏季(6~9 月)におけるクールビズ(ノーネクタイ、ノーランク、軽装の励行)や秋・冬季(11~3 月)におけるウォームビズ(重ね着などの励行)に取り組みます。
- ブラインドやカーテンの適切な利用により、採光・遮光を効率的に行います。
- 定期的に空調設備のメンテナンスを行います。
- 執務室内のレイアウトを工夫するなど、空調の効率化に取り組みます。
- 事務所の一旦消灯などに取り組みます。
 - ・ 朝は、8:30 に一斉点灯
 - ・ 昼は、12:00~13:00 の間、一斉消灯
 - ・ 定時(17:30)以降は、時間外勤務を行う職員が、不必要的箇所を消灯
- 昼休みや退庁時など、OA 機器の不使用時(30 分以上使用しない時など)は電源を切ります。
- OA 機器の節電機能(余熱モードなど)の活用を徹底します。
- OA 機器の待機電力を削減する機具の導入に取り組みます。
- ノーリラーニングにおける定時退庁を徹底します。
- 深夜電力の有効活用を図ります。
- 電気設備・機械などは、省エネルギー型を選択します。
 - ・ 白熱球から電球型蛍光灯への切替えに取り組みます。
 - ・ 器具の清掃などにより、照度の効率化を図ります。

- ・ 蛍光灯をインバーター照明に切替えます。
- ・ エネルギー効率の高い調理器具などの導入に取り組みます。
- ・ 昼光自動消灯装置の導入に取り組みます。
- ・ 上水道施設ではモーターインバーター制御の導入に取り組みます。
- 事業系施設は、機械の効率的な運転に取り組みます。
- 断熱性の高い構造の導入や自然光の効率的な利用に取り組みます。
- 部分消灯ができるようフロアごとの配線の見直し、または、簡易スイッチの取付けなどに取り組みます。
- 自動販売機の省エネ型(ノンフロン型・マイカップ使用によるごみ減量型)への切替えに取り組みます。

◆参考◆

電気使用料 17 円/kWh と推計し、電気使用量を 5% 削減したとすると、約 25,309 千円の経費削減となります。

(3) 水道使用量の削減

目標

水道使用量の 5% 削減を目指します。

平成 17 年度 : 344,864 m³ ⇒ 平成 23 年度 : 327,620 m³

具体的な取組

- 職員一人ひとりが水を大切に使うよう心がけ、節水に努めます。
 - ・ 洗面所、給湯室での節水に取り組みます。
 - ・ 洗車時は、ホースの先にコックを設置し、こまめに調節します。
- 節水コマなどの節水設備の導入に取り組みます。
- トイレ自動水栓装置・自動洗浄装置、擬音装置などの導入に取り組みます。
- 貯留タンクなど雨水利用設備の導入に取り組みます。

◆参考◆

水道使用料を 199 円/m³ として推計し、水道使用量を 5% 削減したとすると、約 3,432 千円の経費削減となります。

2 公用車における環境負荷の低減

(1) 低公害・低燃費車の導入

目標

市が保有する公用車の過半を低公害・低燃費車化することを目指します。

平成 17 年度 : 4.6% ⇒ 平成 23 年度 : 50%

具体的な取組

- 「佐渡市低公害車等率先導入実行指針(平成 17 年 4 月策定)」に基づき、計画的に低公害・低燃費車を導入します。
- 公用車の切替え時、または、新規購入時は、保有の必要性を十分考慮し、総保有台数を削減します。

※ 切替え時とは、登録 10 年以上経過(軽自動車は 7 年)あるいは 10 万 km 以上走った時点をいいます。

(2) 公用車における燃料使用量の削減

目標

公用車における燃料使用量の 13% 削減を目指します。

<ガソリン> 平成 17 年度 : 182,301ℓ ⇒ 平成 23 年度 : 158,601ℓ

<軽油> 平成 17 年度 : 130,036ℓ ⇒ 平成 23 年度 : 113,131ℓ

具体的な取組

- アイドリングストップなどのエコドライブに取り組みます。
 - ・ 駐車や長時間停車する時は、車のエンジンを切ります。
 - ・ 空ぶかしをしないようにします。
 - ・ 急発進、急加速をしないようにします。
 - ・ 不要な荷物を載せません(燃料を満タンにしません)。
 - ・ 計画的ドライブに取り組みます。
 - ・ 経済速度で走ります。
 - ・ 冷暖房の適正利用を励行します。
- タイヤ空気圧の調整など、定期的に点検・整備します。
- 走行時の二酸化炭素の排出削減に資する部品・物品の装着・導入に取り組みます。
- 運転視界を妨げない範囲で、公用車への断熱フィルムの装着に取り組みます。

◆参考◆

ガソリン 150 円/ℓ、軽油 120 円/ℓ として推計し、公用車における燃料使用量を 13% 削減したとすると、約 5,583 千円の経費削減となります。

(3) 自動車利用の抑制

具体的な取組

- 公共交通機関の利用の促進に取り組みます。
- 近距離へは、徒歩や自転車を利用します。
- 近距離通勤での自動車の使用自粛やノーマイカーデーの実施などに取り組みます。

3 廃棄物の発生抑制・リサイクル

(1) 庁舎・施設などからの廃棄物の削減

目標

市が排出する廃棄物の量の 11%削減を目指します。

平成 17 年度 : 640t ⇒ 平成 23 年度 : 569t

具体的な取組

- 「ごみ箱から古紙ゼロ運動」をさらに推進します。

○古紙の発生抑制

- ・ 職員一人ひとりが紙類を大切に使うよう心がけ、無駄な紙の使用を抑制します。
- ・ 資料はできるだけ 1 枚で、「ワンベスト・ツーベター」を徹底します。
- ・ 不必要な資料は「作らない・渡さない・求めない」を徹底します。
- ・ 資料の簡素化を徹底し、印刷冊子などは配布先、印刷部数を精査し削減します。
- ・ 電子メールや掲示板、回覧板を積極的に活用します。
- ・ 両面コピー、両面印刷の徹底及び縮小コピーの効果的利用を行います。
- ・ ミスコピーの防止に努めます。
- ・ 資料の小さなミスは手書きで補い、再コピーをしないようにします。

○古紙の再利用

- ・ 片面使用済み用紙の再利用箱を設置し、裏面利用を徹底します。
- ・ 使用済み封筒の再利用を徹底します。

以上の取組により、用紙類調達総量の 5%削減を目指します。

平成 17 年度 : 69,173kg ⇒ 平成 23 年度 : 65,714kg

◆参考◆

紙類の購入料を 100 円/kg として推計し、紙類の使用量を 5%削減したとする
と、約 346 千円の経費削減となります。

○古紙のリサイクル

- ・ 古紙回収箱を設置し、品目ごとの分別・収集を徹底します。
- ・ 廃棄書類や図書などの再資源化を行います。
- ・ リサイクルの障害となる書類のホッチキス針の結束を禁止します。
- ・ 機密書類の廃棄はシュレッダーを利用し、リサイクルに努めます。
- ・ 機密書類のリサイクルは、機密の確保を徹底します。

◆参考◆

平成 17 年度古紙回収売払い代金は 149 千円となっています。

- 給食センターなどから排出される生ごみの堆肥化に取り組みます。

- 調理後の廃食用油については、BDF 燃料化に取り組みます。

- 市が実施するイベントごみの減量化に取り組みます。
- 商品の過剰包装を断ります。
- 各部署で物品の在庫管理を徹底し、重複調達や期限切れ廃棄などの防止を徹底します。
- 事務用品の再利用を推進するとともに、使い捨て製品の調達を自粛します。
- コピー機やプリンタのトナーカートリッジはリサイクルカートリッジを使用します。
- 弁当を購入する際には、割り箸などの受取を断ります。
- 事務室における個人用ごみ箱を撤去します。
- 分別を徹底するため、種類ごとの回収ボックスを設置します。
- 医療系施設などからの廃棄物を削減します。
- 落ち葉や草木、剪定枝などの堆肥化・チップ化に取り組みます。
- 自動販売機のマイカップ使用によるごみ減量型(省エネ型・ノンフロン型)への切替えに取り組みます。

(2) 市民・事業者などが排出する廃棄物の削減

目標

ごみ焼却処理量の 15%の削減を目指します。

平成 17 年度 : 21,130t ⇒ 平成 23 年度 : 17,965t

具体的な取組

- 「佐渡市一般廃棄物処理基本計画(平成 16 年 11 月策定)」の目標として掲げた、「1 人 1 日当たり排出量の 100g 削減」をほぼ達成した状況を踏まえ、「佐渡市一般廃棄物処理基本計画」を見直し、新たな計画を策定します。
※ 平成 15 年度 1,089g ⇒ 平成 17 年度 992g (97g/人・日削減)
- レジ袋の有料化やふろしき・マイバッグ(買物袋)の普及展開、生ごみのコンポスト化の普及促進、環境にやさしい製品の購入やサービス利用の推進により、廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を高めます。
- 廃棄物に関する情報を、市のホームページなどにより市民に積極的に提供するとともに、環境教育・環境学習への取組を進め、社会全体で 3R 活動の推進のための意識改革を図ります。
- 3R 活動の推進に向けた県民プロジェクトである「にいがた・イベントごみダイエット大作戦」に呼応し、各主体の自主的なイベントごみの減量化に向けた取組を支援します。
- 地域に根ざした 3R 活動を推進するため、リユースカップやリユース食器などのリースやレンタル制度の普及、生活用品のリサイクル、フリーマーケットの開催、廃棄物の集団回収など、各主体が連携した活動が促進されるよう、必要な情報提供などの支援を行います。
- 食品廃棄物を排出する食品製造・加工業者とリサイクルされた堆肥・肥料の引き受け手となる農業者等とのマッチングを推進し、有機質資源の循環的利用を促進します。

- 「新潟県環境保全型農業推進方針」に基づき、使用済プラスチックの再生利用や、家畜ふんなどを堆肥化し土づくりに活用するなどの有効利用を進め、農業系産業廃棄物の再生利用を推進します。
- 既に取り組んでいるペットボトルなどに加え、プラスチック製容器包装や紙製容器包装の分別収集に取り組みます。
- 古紙の集団回収の更なる拡充と拠点回収に取り組みます。また、生ごみや廃食用油などの分別収集を検討します。

4 環境への負荷の低減に配慮した物品などの調達

目標

「佐渡市環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成 17 年 4 月策定)」に基づき、グリーン購入を徹底します。

具体的な取組

- 毎年度「佐渡市環境物品等調達計画」を策定し、グリーン購入に取り組みます。
- 特定調達品目以外の物品などを調達する場合、エコマークなどの環境ラベリングを参考に、できるだけ環境に負荷の少ない物品などを調達します。
- 公共工事における資材(溶融スラグや地元産主伐・間伐材など)、建設機械、工法及び目的物についてもグリーン購入に取り組みます。
- 環境への負荷が少ない物品などに関する情報の共有化を図ります。

◆参考◆

平成 17 年度におけるグリーン購入調達率は、平均 83% となっています。

5 庁舎・施設の管理及び公共工事の実施における環境負荷の低減

(1) 新エネルギーなどの活用

目標

太陽光などの自然エネルギー設備及び廃熱などの未利用エネルギーの導入について、8 箇所以上(累計)の導入を目指します。

平成 17 年度 : 2 箇所 ⇒ 平成 23 年度 : 8 箇所以上

具体的な取組

- 小中学校や庁舎などの公共施設、外灯や防犯灯などへの太陽光・風力発電設備の導入に取り組みます。
- 廃棄物発電・廃熱利用、木質系バイオマス資源など未利用エネルギーの有効利用を検討します。
- コージェネレーションシステムの導入を検討します。

- 燃料電池の導入を検討します。

◆参考◆

太陽光電池容量 10kW の太陽光発電設備を設置した場合、既存施設における発電実績から、年間約 10,000kWh の発電が見込まれます。

年間約 5,120kg-CO₂ の温室効果ガスの排出削減につながります。

(2) 公共工事の実施における環境配慮

具体的な取組

- 「佐渡市環境基本計画」に定める開発行為別環境配慮指針に基づいた公共工事の実施に取り組みます。
- 工事の実施にあたっては、資源・エネルギーの有効利用、省エネルギー対策の実施など、環境の保全に配慮します。

(3) 庁舎・施設からの汚染物質の削減

具体的な取組

- 有害物質の使用にあたり、排出・排水処理などを確実に実施します。
- 特定フロンなどの使用機器は、定期点検等の適正管理を行い、漏洩防止を図るとともに、廃棄時は特定フロンなどの適切な回収を行います。
- 消火設備の新設・更新時は、人命の安全及び機器などの保護に必要な場合以外、ハロン消火設備を選択しないよう努めます。
- 自動販売機のノンフロン型(省エネ型・マイカップ使用によるごみ減量型)への切替えに取り組みます。

(4) 緑化の推進

具体的な取組

- 公共施設における緑地の適正な管理や生垣・花壇の整備に取り組みます。

6 地球温暖化問題に関する職員の意識向上

具体的な取組

- 地球温暖化対策の推進をはじめ、環境保全に関する情報の共有化を図ります。
- 環境に関するシンポジウムや研修会への職員の積極的な参加を図り、職員に対する研修を計画的に実施します。
- 「チームマイナス 6%in にいがた」への参加を促進します。

V 進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進については、別に定める「佐渡市地球温暖化対策実行計画の推進に関する要綱」によることとします。

2 取組状況の公表

本計画の実施状況は、市報「さど」や市のホームページを通じて、毎年度市民に公表します。